第六章に次の三節を加える。

第四節　証券化エクスポージャーに係る特例

（標準的手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十条の二　前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6—1	一・六	三・二
6—2	四	八
6—3	八	十八
6—4	二十八	五十二
6—5	自己資本控除	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7—1	一・六	三・二
7—2	四	八
7—3	八	十八
7—4	自己資本控除	

第二百八十条の三　前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六以上の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六未満の場合（パーセント）
8—1	〇・五六	〇・九六	一・六〇	一・六〇
8—2	〇・六四	一・二〇	二・〇〇	二・〇〇
8—3	〇・八〇	一・四四	二・八〇	二・八〇
8—4	〇・九六	一・六〇	三・二〇	
8—5	一・六〇	二・八〇	四・八〇	
8—6	二・八〇	四・〇〇	八・〇〇	四・〇〇
8—7	四・八〇	六・〇〇	十二・〇〇	六・〇〇
8—8	八・〇〇		十六・〇〇	
8—9	二十・〇〇		二十四・〇〇	
8—10	三十四・〇〇		四十・〇〇	
8—11	五十二・〇〇		六十・〇〇	
8—12	自己資本控除			

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合		再証券化エクスポージャーの場合	
	Zが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六以上の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Zが六未満の場合（パーセント）
7—1	〇・五六	〇・九六	一・六〇	一・六〇
7—2	〇・九六	一・六〇	三・二〇	二・八〇
7—3	四・八〇	六・〇〇	十二・〇〇	
7—4	自己資本控除			